

第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	全部署
--------	-----

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、第1編 第2章 第1節 「防災機関等の責務と処理すべき事務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 関係機関との連携協力の確保

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部
--------	-------

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）は、調達可能な業者との協定により確保を行う。

イ 市は、地域住民等に対する応急救護、及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を県に対し要請する。

(ア) 医療及び防疫に必要な資機材

(イ) 食料品・飲料水・生活必需品

(ウ) その他災害応急措置に必要な資機材

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請等

(1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している主な応援協定は次のとおりである。（参考：資料編Ⅱ「えびの市が締結している主な協定」を参照）

○ 宮崎県消防相互応援協定

○ 宮崎県市町村防災相互応援協定

○ 災害時における医療救護に関する協定 ほか

(2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

(3) 市長は、必要があるときは、宮崎県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
 - イ 派遣を要請する期間
 - ウ 派遣を希望する区域
 - エ その他参考となるべき事項
- (4) 経費の負担

原則として、市の負担とするが、応援協定等の締結の機関にあっては、市及び関係機関との協議による。

3 観光客等への対応

観光客等の帰宅困難者については、観光施設、交通機関等と協力して、観光客向けの避難場所や物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の対策を行う。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助対策

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部
--------	-------

1 避難指示及び緊急安全確保の発令

市長は、南海トラフ地震及び地震に伴い発生する災害による住宅等の倒壊や火災延焼など二次災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

また、市長は、避難指示及び緊急安全確保の判断に際し、必要に応じて、気象台、国、県等に対して助言を求める。

避難指示及び緊急安全確保を発令する基準となる事項は、以下のとおりとする。

《避難指示及び緊急安全確保の発令の基準》

区 分	基 準
避難指示	・市域に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・地震後のがけ崩れ、地すべり等の土砂災害により危険が切迫しているとき ・余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ・その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保	・状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ・災害が発生し、現場に残留者がいるとき、または二次災害の危険があるとき ・その他緊急に避難する必要があると認められるとき

2 避難対策等

- (1) 避難施設は、南海トラフ地震発生後の施設の被害状況を確認し、建物の倒壊等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、避難者の必要な移送や収容の措置をとる。
- (2) 避難所の開設に際しては、避難所の応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制を整備し、円滑な避難の実施に努める。
- (3) 避難所には、必要な設備及び資機材の配備、食料や生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう体制を整えておく。
- (4) 自主防災組織、自治会、事業所等は、避難指示及び緊急安全確保が発令されたときは、市災害対策本部等の指示に従い、地域住民、従業員等の避難誘導のための必要な措置をとる。

- (5) 要配慮者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - ア 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - イ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な支援を行うものとする。
- (6) 外国人、観光客等に対する避難誘導等については、消防職員（消防団員を含む。）警察官、事業所等の自衛消防組織、観光施設の従業員等の協力を得て、組織的に行う。
- (7) 避難所における救護上の留意事項
 - ア 市が、避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
 - イ 市は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置

【第2編 第2章 第10節 「避難収容活動計画」参照】

3 消防機関等の活動

消防機関は、南海トラフ地震による火災や延焼災害に際し、消防の機能を最大限に発揮して、災害から住民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減する。

- (1) 消防団が火勢に対して優勢な場合は、先制防ぎょ活動により一挙に火災の鎮滅を図り、消防力が下回るときは、震災消防活動の効率性を確保するため、次の原則により出動する。
 - ア 災害対応の優先

同時多発する災害状況下において、人的・社会的被害を最小限とするため、火災の早期発見と火災初期の現場については、一挙防御及び鎮圧に総力を挙げる。
 - イ 市街地火災消火の優先

大規模な火災により、多数の部隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

ウ 避難場所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合等、火災が消防力を超え、または火災の制圧ができない場合には、人命の安全を最優先し、住民の避難誘導とともに避難場所や避難道路の確保のための活動を優先に行う。

エ 重点防ぎょ地域の優先

危険物施設等の重要対象物等、災害の状況から重点的に防ぎょすべき地域を総合的に判断し、部隊を投入する。

- (2) 水防・消防対策部は、関係機関と連携して、迅速かつ的確に救助・救急活動、行方不明者の搜索等を実施する。

【第2編 第2章 第7節「救助・救急及び消火活動計画」参照】

4 ライフライン関係

【第2編 第2章 第17節「ライフライン施設の応急復旧計画」参照】

5 交通対策

【第2編 第2章 第9節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画」参照】

6 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

【第2編 第2章 第16節「公共施設などの応急復旧活動」】を参照するほか、次の事項に留意する。

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 地震・余震情報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(3) 市域における地域内拠点の指定等

市は、県からの物資を受入れる収集拠点として、飯野出張所多目的室を地域内輸送拠点として指定し、あらかじめ資機材の配備を図るとともに、拠点を運営する人材を育成し、物流関係団体や住民、ボランティア等と運営体制の構築に努めるものとする。

7 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 対策本部またはその支部がおかれる庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所または応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は、市が行う避難所、または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設については、工事を中断するものとする。

8 救助・救急活動等の充実

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

西諸広域行政事務組合えびの消防署は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実による災害対応能力の強化

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実を図るものとし、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。また、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、必要に応じ県消防学校の教育訓練を受け、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に努め、災害対応能力の強化を図る。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部
--------	-------

1 南海トラフ地震に関連する情報

ア「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。

イ「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

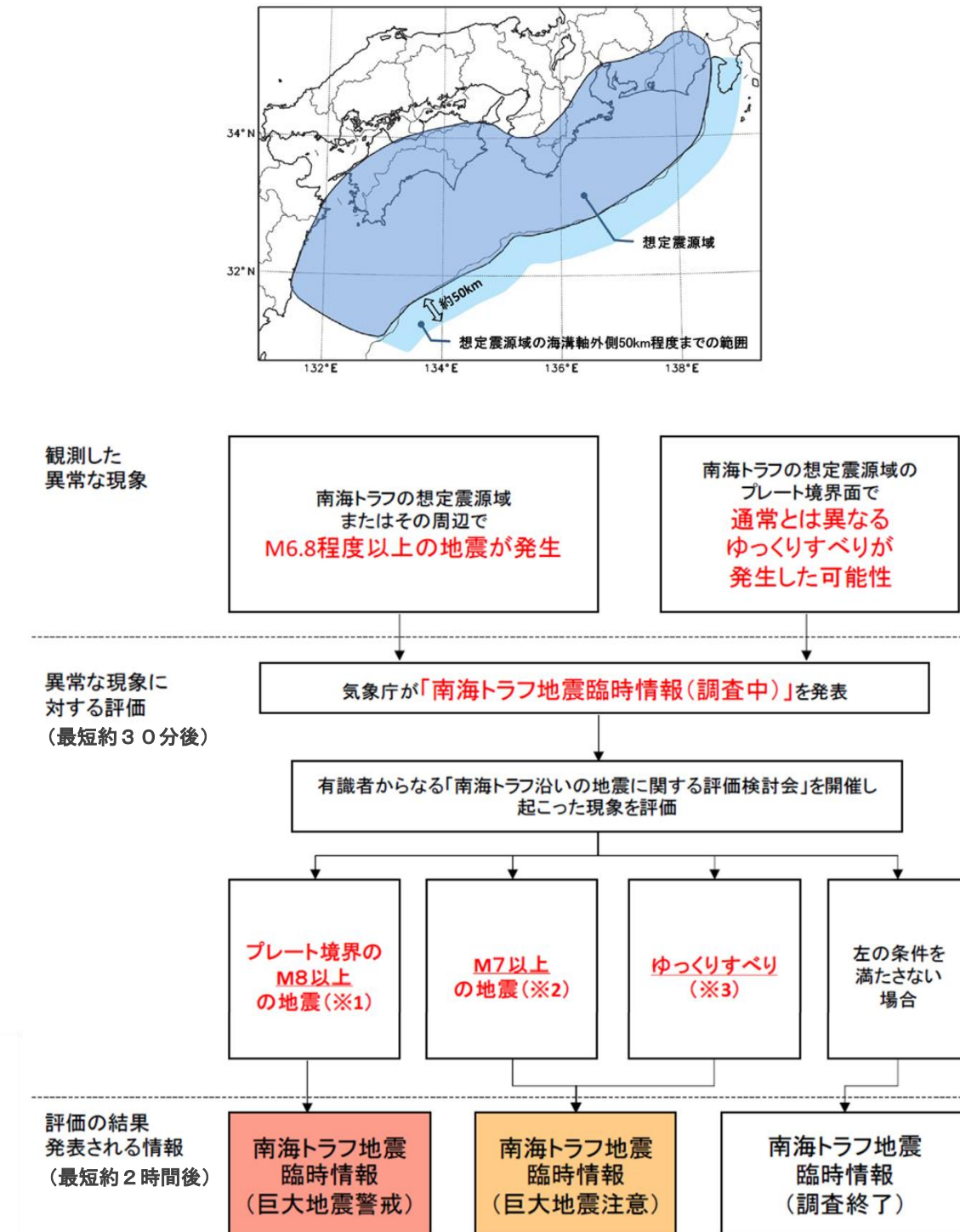
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後
にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化（注4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
- (注2) モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM 6.8 以上の地震から調査を開始する。
- (注3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (注4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24 時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。
- 具体的には、
- レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
- レベル2：レベル1の1.5～1.8 倍に設定。
- レベル3：レベル1の2倍に設定。
- 「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- (注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
- 南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
- なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (注6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

図 情報発表までのフロー

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、【第3編第1章第4節第2「活動体制の整備」】を参照する。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、【第3編第1章第4節第2「活動体制の整備」】を参照する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。市民等への周知方法については【第2編第2章第2節第1 2「警報時の伝達組織及び伝達方法」】を参照する。
また、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制の整備を図る。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達
市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための各種情報の収集体制を整備する。
- (4) 災害応急対策をとるべき期間等
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。
また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (5) 住民に対する注意喚起
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、県があらかじめ定めた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）について、地域住民等が後発地震の発生に備えて安全確保を図るよう周知を図る。

また、市民に対し、家具の固定状況、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、南海トラフ地震の発生に万全を期するよう努める旨を周知するなど、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(6) 避難対策等

ア 事前避難検討の呼び掛け

建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、南海トラフ地震に対して不安のある者等に対して、事前避難の検討を促す。また、南海トラフ地震が発生した場合には市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内の市民に対して、同様に事前避難の検討を促す。

イ 避難所等の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）等を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、それが難しい市民が避難をするための場所として、校区あたり1箇所以上の避難所等を設置する。なお、事前避難は災害後の避難とは異なり、電気・上水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは避難者が自ら準備をし、避難所の運営についても避難者が自ら行うことを基本とする。

(7) 警備対策

宮崎県警察本部及びえびの警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) ライフライン関係

【第2編第2章第17節「ライフライン施設の応急復旧計画」】を参照する。

(9) 交通対策

【第2編第2章第9節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動計画」】を参照するほか、次の事項に留意するものとする。

ア 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ必要な事項を一般に広く周知するものとする。（市広報紙、ホームページなど）

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(10) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

【第2編第2章第16節「公共施設などの応急復旧活動」】を参照するほか、次の事項に留意する。

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

上記のa～hにおける実施体制（hにおいては実施必要箇所を含む。）の具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- c 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - (a) 児童生徒等に対する保護の方法
 - (b) 土砂災害警戒区域等にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- d 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (a) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - (b) 土砂災害警戒区域等にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(ロ) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(エ) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置が行われるまで工事を中断するなど、所管行政庁や消防本部と連携し要請する。

(11) 観光客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、観光施設、交通機関等と協力して帰宅支援等必要な対策を行う。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、【第3編第1章第4節第2「活動体制の整備」】を参照する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。その体制及び周知方法については【「第2編第2章第2節第1 2 警報時の伝達組織及び伝達方法」】を参照する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、各施設管理者は、施設・設備等の点検等実施し、地震への備えを再確認するものとする。

6 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応

市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、情報連絡本部を廃止する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

[災害対策本部の体制]

主な担当部署	総務対策部、土木対策部
--------	-------------

市は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減すること、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物の耐震化・不燃化、土砂災害防止施設の整備を図るとともに、避難所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等のソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策をできる限り行うものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

耐震基準を満たさない市有施設の耐震化については、防災対策の重要度、耐震性能、施設特性（規模・利用者数・耐用年数等）等を総合的に勘案し、耐震化を促進する。

2 避難場所、避難所の整備

避難場所、避難所は、耐久性（耐震、耐火、浸水区域外）を備えた公共の建物を基準として当該地域の避難者を収容できる、次のような施設とする。

なお、指定する避難所は、避難をする者の居住地区を限定するものではない。

- (1) 自治公民館
- (2) 小学校、中学校等の施設
- (3) その他、保健療養施設や体育館等

3 避難経路の整備

市は、避難所に至る避難路を確保するため、道路改良または、新設を計画するに当たっては、防災性に配慮した計画とし、延焼遮断帯や消防水利の併設等の整備を推進する。

また、沿道建物の不燃化、倒壊防止の促進、道路上の危険箇所の改善、危険物の除去等の対策を講じる。

4 土砂災害防止施設

市は、県が実施する各種土砂災害対策事業について、円滑な施行ができるように協力するとともに、未整備箇所については、県に対して、事業の導入を要請する。

緊急な地策を必要とする小規模な危険箇所について、単独により次に掲げる対策を検討する。

- (1) 地表水によるがけ面の洗掘防止と浸透水による崩壊を防止する排水溝の設置等
- (2) がけ地や台地の端部にあり崩落を誘発する大きな樹木の伐採
- (3) 亀裂や浮き石のある不安定な斜面について、ビニールシートまたはコンクリート等での補強等
- (4) 二次災害防止のためのシート、杭等の保管

5 消防用施設の整備等

市は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁公示第1号）及び「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁公示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、効率的な緊急輸送や災害応急対策の輸送を行うため、県の指定する緊急輸送道路と防災活動拠点を結ぶ主要な市道、または市内の地域間を連絡する主要な市道を「防災道路」として位置付け、国・県道と連絡して市域における緊急輸送のネットワークを構成する。

緊急輸送道路に指定された路線については、道路関連施設の重点的な耐震性の強化に努める。

《 緊急輸送地域ルート of 路線及び区間 》

路線名	区間	管理者
宮崎自動車道	えびの J C T	N E X C O 西日本
国道221号線	えびの市小田（川原交差点） ～えびの市原田（市道飯野支所線交差）	宮崎県
国道268号線	えびの市永山（えびの I C） ～えびの市小田（川原交差点）	
県道30号 えびの高原小田線	えびの市栗下（えびの市役所入口交差点） ～えびの市栗下（市道中島西通線交差）	
えびの市道飯野支所線	えびの市原田（国道221号交差点） ～えびの市原田（飯野出張所）	えびの市
えびの市道中島西通線	えびの市栗下（県道30号交差） ～えびの市栗下（えびの市役所）	

出典：「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく

宮崎県実施計画（平成28年3月）

7 通信施設の整備

市は、地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- (1) 市防災行政無線の維持及び拡充
- (2) 災害情報通信ネットワーク等の整備、拡充及び運用体制の整備

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練等を実施するものとする。
- 2 防災訓練は、地震発生の際の避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 3 市は、県、防災機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留観光客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生状況、避難指示及び緊急安全確保、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、防災マップの見直し・周知、図上訓練の開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難所、一時避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急処置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

また、南海トラフ地震の発生時には、総務対策部（本部班）が臨時市民相談所を開設し、関係機関及び関係各部・班の協力を得て、各種相談を受け付ける。